

いばらき公共施設予約システム利用者規程

(目的)

第1条 この規程は、いばらき公共施設予約システム整備運営協議会（以下「協議会」という。）設置要領第10条の規定に基づき、いばらき公共施設予約システム（以下「システム」という。）の利用を希望する個人又は団体（以下「申請者」という。）の申請手続き及び利用者として承認された者（以下「利用者」という。）が協議会から受けるサービス内容に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、会館とは、別表1に掲げる市町村及び茨城県が条例等で設置を定めた公共施設のうち、システムの対象とするものをいう。

(利用者申請手続き)

- 第3条 申請者は、本規程に同意のうえ、利用者登録申請書又はシステムの新規利用者登録により協議会へ申請する。
- 2 申請者は、利用者IDを取得しシステムの利用を開始する前に、原則として別途定める登録担当会館において、申請者本人であることを証明できるものを提示し、協議会からシステム利用の承認を受ける。
 - 3 協議会は、システム利用の承認を、必ず申請者本人に対して行う。

(利用者の承認取消し)

第4条 協議会は、利用者が、長期間にわたりシステムを利用しないとき、本規程に反する行為やその他法令、公序良俗に反する行為をしたときは、システムの利用承認を取り消すことができる。

(届出内容の変更等)

- 第5条 利用者は、届出内容に変更がある場合は、遅滞なく協議会に届け出るものとする。
- 2 変更を届け出る際は、利用者は、利用者登録申請書に必要事項を記入し、別途定める登録担当会館において、利用者本人であること及び変更内容を証明できるものを提示することとする。

(利用者へのサービスの内容)

- 第6条 利用者は、パソコン、携帯電話及び街頭端末などからインターネットを介し、システムに接続し、別表2に定める検索サービスと、予約権限がある会館における予約及び抽選サービスを利用することができる。
- 2 利用者は、会館の予約及び抽選サービスの利用を希望する場合は、システムに接続し、原則として会館ごとに予約権限の付与申請を行い、市町村及び茨城県の条例・規則等に従って認められた場合に限り、当該サービスを利用することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年8月以前からの利用者（利用者IDの発行を受けている者）は、市町村及び茨城県の条例・規則等で認められた範囲内で、全ての検索、予約及び抽選サービスを利用することができる。
- 4 協議会は、定期的に行うシステムや機器のメンテナンス等でシステムを停止させるほか、機器の障害や停電、ネットワーク障害等、止むを得ない理由で緊急にシステムを停止することがある。この時、協議会は、システム停止により利用者が被る不利益等について責任を負わない。

（利用者の禁止行為）

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）同一人及び同一団体が利用者IDを複数取得すること。
- （2）虚偽の内容で利用者IDを取得すること。
- （3）他の利用者の利用者ID及びパスワードを不正利用すること。
- （4）自らの利用者ID及びパスワードを漏えいすること。
- （5）その他システムに支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（情報の取扱い）

第8条 利用者の申請に基づく個人情報について、協議会は本来の目的以外に使用しないとともに、その管理に十分な注意を払うものとする。

- 2 協議会が所有する利用者の個人情報は、利用者が本システムの利用を停止した場合、協議会が廃棄するものとする。

（利用者の機器等の不具合）

第9条 協議会は、利用者が本システムの利用にあたり、利用者のコンピュータ等に生じた何らかの影響や不具合について、一切の責任を負わない。

- 附則 本規程は、平成15年7月17日から施行する。
本規程は、平成21年4月1日から施行する。
本規程は、平成21年10月1日から施行する。
本規程は、平成27年4月1日から施行する。
本規程は、平成28年4月1日から施行する。
本規程は、平成28年9月1日から施行する。
本規程は、平成29年3月24日から施行する。
本規程は、平成30年1月9日から施行する。

別表 1

水戸市，日立市，結城市，龍ヶ崎市，常総市，常陸太田市，取手市，牛久市，ひたちなか市，守谷市，かすみがうら市，城里町，大洗町，那珂市，鉾田市，神栖市，つくばみらい市，阿見町，利根町，小美玉市，東海村，大子町，境町，北茨城市

別表 2

- ・ 検索サービス…当該団体が公開する施設について，空き状況の検索が可能。
- ・ 予約サービス…当該団体が定める施設について，予約申込みを行うことができる。
- ・ 抽選サービス…当該団体が定める施設について，抽選申込みを行うことができる。

利用者登録（新規・変更）申請書

申請日：平成 年 月 日

いばらき公共施設予約システム整備運営協議会長 殿
以下により申請いたします。

申請書受領日	申請書受領者

利用者ID：

(変更の場合は、利用者IDと変更部分のみ記入)

登録担当会館				
予約権限付与希望館（施設）				
団 体	フリガナ			
	団体名			
	団体住所・電話番号	〒	TEL ()	
	代 表 者	フリガナ		
		氏名		
		住所・電話番号	〒	TEL ()
		メールアドレス		
	責 任 者	フリガナ		
		氏名		
		住所・電話番号	〒	TEL ()
		メールアドレス		
	利用者数	人	団体設立日	年 月 日
	パスワード	(4~8文字。半角英数字混合必須)		
	個 人	フリガナ		
氏名				
性別・生年月日		男・女	年 月 日 生まれ	
住所		〒		
電話番号		()		
緊急（日中）連絡先		()		
メールアドレス				
勤務先名又は学校名				
勤務先又は学校住所		〒		
パスワード	(4~8文字。半角英数字混合必須)			

【注意】・免許証，社員証，学生証等，本人確認ができるものをご持参下さい。

・同一人，同一団体が利用者IDを複数取得することはできません。